

お子様の補聴器購入を 検討している保護者の皆様へ

沖縄市では、軽度・中等度難聴があり、補聴器等を必要とするお子様のために、補聴器等購入及び修理費用の一部を助成しています。

《対象者》

- ①沖縄市内にお住まいの18歳未満（申請日時点）の方
- ②いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる方

《自己負担金額》

補聴器等の購入費用または修理費の3分の1

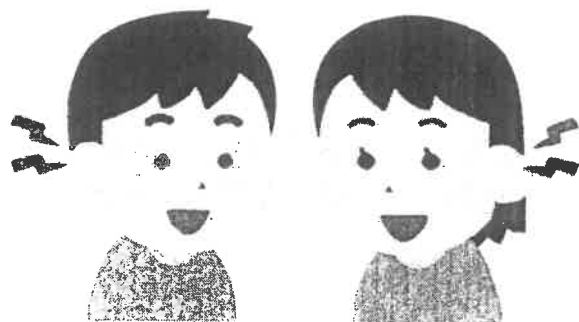
※助成額は購入費用または修理費の3分の2（1,000円未満の端数は切り捨て）

ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は、全額を助成します。

《お問い合わせ・申請窓口》

沖縄市役所 障がい福祉課（本庁1F）

電話：098-939-1212（内線：3157）



※注意※

次のいずれかに該当する場合は、助成対象から除外されます。

- すでに購入した補聴器の費用助成
- 保護者又はその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの方について、補聴器の購入又は修理のあった月の属する年度（補聴器の購入又は修理のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の所得割の規定による市町村民税の額が46万円以上であるとき。
- 当該補聴器購入費等について、他の法令等の規定による支給が受けられるとき。